

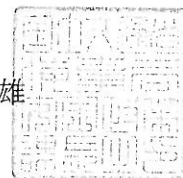


国海安第56号
平成30年6月29日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会

専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省海事局安全政策課長
石原 典雄



船舶検査心得の一部改正について

標記について、船舶設備規程等に関する船舶検査心得の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。
また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。

船舶検査心得の一部改正について

1. 改正の経緯

プッシャー・バージ (PB) を一体の船舶とみなした安全基準 (一体基準) は、昭和59年にボルト等により堅固に結合して一体となる構造を有するものに対して適用し、その後、平成15年8月1日以後に建造された堅固に結合していないものに対しても適用している。

一方、同日前に建造された堅固に結合していないもの (一体型以外の現存 PB) については15年間の経過措置 (適用猶予) を設け、本年 (平成30年) 8月1日より、長距離を航行するものや油をばら積みするもの等に一体基準を適用し、それ以外のものに一体となった長さ等に応じた船橋視界の確保や航海設備の備付けを義務付けることとしている。

今般、一体型以外の現存 PB にかかる安全基準の適用の統一的な運用を図るため、その取扱いを船舶検査心得に定めるとともに、誤記の修正など所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- 1) 一体型以外の現存 PB に既に備え付けている航海用具の取扱いの明確化 (船舶設備規程第146条の12第2項及び小型船舶安全規則第84条の4関係)

平成30年7月31日以後最初の定期的検査時に、現にプッシャーに設置しているレーダー又は衛星航法装置を引き続き備え付ける場合であって、正常に作動していることが確認されたものについては、改正後の技術基準に適合しているものとみなすことができる。

- 2) 一体型以外の PB に備え付ける無線電話の取扱いの明確化 (船舶設備規程第311条の22第2項関係)

一体型以外の PB のプッシャーが、船舶設備規程第311条の22第1項により、VHF無線電話を備えることを要しないとされている総トン数100トン未満の船舶の場合、5W出力型VHF無線電話を同条第2項に規定するVHF無線電話として認めることができる。 (*ただし、一般通信用無線電信等との兼用は不可)

- 3) その他誤記の修正など所要の改正